

津南町第9期介護保険事業計画 津南町成年後見制度利用促進基本計画

(令和6年度～令和8年度)



新潟県津南町

津南町第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

新潟県津南町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画に記載する事項 1
- 4 計画の期間及び進行管理 1
- 5 計画の策定体制 2

第2章 高齢者等の現状

- 1 高齢化の状況と今後の見込 3
- 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要 6
- 3 在宅介護実態調査結果の概要 15

第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念 18
- 2 基本目標 18
- 3 日常生活圏域の設定 19

第4章 施策の展開

- 1 地域支援事業 20
- 2 包括的支援事業 22
- 3 任意事業 24
- 4 介護人材の確保 25
- 5 必要とされるサービスの確保 25
- 6 健康づくり事業による介護予防 25
- 7 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 25
- 8 在宅介護手当 26
- 9 高齢者福祉事業 26

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料の算定

- 1 介護サービス見込量 29
- 2 介護給付費の推計 40
- 3 介護保険料の算定 44

- 資 料 津南町第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿 46

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、人口減少・高齢化が進み続けており、今後も高齢者人口は増え続ける見込みです。本町においては、総人口が減少している中で高齢者の占める割合が高く、中長期的には高齢者人口はほぼ横ばいで推移していく見込みです。その一方で、要介護認定者や認知症を患う高齢者の増加が懸念され、さらに、介護の担い手不足の問題も顕在化しています。

また、超高齢化の進行による介護や支援を必要とする高齢者の増加やニーズの多様化に対して、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

本町では、すべての人が生きがいを持ち、健康で自立した日常生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防に加えて、社会参加の促進に取り組むとともに、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現を目指して、津南町第9期介護保険事業計画を策定するものとします。

2 計画の位置づけ

本計画は、津南町総合振興計画の部門別計画と位置づけます。なお、本計画策定に係る法令根拠は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づきます。

また、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく津南町高齢者福祉計画と一体のものとして策定します。

3 計画に記載する事項

【国の基本指針】

- 日常生活圏域の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標

4 計画の期間及び進行管理

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

(2) 進行管理

計画の実施にあたっては、進捗状況の管理を行うとともに、津南町地域包括支援センター運営協議会において評価を行うものとします。

5 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

本計画は、保健・医療・福祉関係者、被保険者、県機関等、幅広い関係者による策定委員会を設置し、策定しました。

(2) 行政内部における計画策定体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、行政内部で協力して必要な施策に取り組むことが必要であることから、庁内関係課と課題の共有、連携を図ります。

(3) アンケート調査の実施

高齢者の生活状況や地域での活動、介護の実態や施策ニーズ等を把握し、本計画策定の参考とするため、国の指針に基づき次のアンケート調査を実施しました。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

②在宅介護実態調査

第2章 高齢者等の現状

1 高齢化の状況と今後の見込

(1) 人口の構造

令和5年9月30日現在（住民基本台帳）

区 分	男	女	計	構成比	備 考
0歳～4歳	96人	116人	212人	2.4%	介護保険非該当者 2,383人 (構成比27.3%)
5歳～9歳	148人	138人	286人	3.3%	
10歳～14歳	167人	144人	311人	3.6%	
15歳～19歳	160人	165人	325人	3.7%	
20歳～24歳	140人	114人	254人	2.9%	
25歳～29歳	148人	113人	261人	3.0%	
30歳～34歳	159人	159人	318人	3.6%	
35歳～39歳	227人	189人	416人	4.8%	
40歳～44歳	219人	209人	428人	4.9%	2号被保険者 2,541人 (構成比29.1%)
45歳～49歳	219人	202人	421人	4.8%	
50歳～54歳	264人	248人	512人	5.9%	
55歳～59歳	267人	260人	527人	6.0%	
60歳～64歳	329人	324人	653人	7.5%	
65歳～69歳	422人	369人	791人	9.0%	1号被保険者 3,814人 (構成比43.6%)
70歳～74歳	459人	390人	849人	9.7%	
75歳～79歳	252人	289人	541人	6.2%	
80歳～84歳	237人	302人	539人	6.2%	
85歳～89歳	184人	308人	492人	5.6%	
90歳以上	141人	461人	602人	6.9%	
合 計	4,238人	4,500人	8,738人	100.0%	

(2) 高齢者の状況

本町の総人口は減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいで推移しているため、総人口に占める高齢者の割合が高くなっています。

また、総世帯数も同じく減少傾向にある中で、高齢者のみ（単身、夫婦・親子等）世帯が増加傾向にあり、総世帯数に占める割合も高くなっています。

65歳以上人口の推移

令和5年9月30日現在（住民基本台帳）

	65歳以上人口			前年比	総人口	高齢化率
	男	女	計			
令和元年度	1,661人	2,201人	3,862人	▲36人	9,480人	40.7%
令和2年度	1,654人	2,191人	3,845人	▲17人	9,287人	41.4%
令和3年度	1,666人	2,171人	3,837人	▲8人	9,110人	42.1%
令和4年度	1,677人	2,138人	3,815人	▲22人	8,931人	42.7%
令和5年度	1,695人	2,119人	3,814人	▲1人	8,738人	43.6%

高齢者世帯の状況

令和5年9月30日現在（住民基本台帳）

	高齢者世帯数				全世帯数 (参考)	全世帯に占める 高齢者世帯の割合
	単身 (男)	単身 (女)	夫婦・ 親子等	合計		
令和元年度	235	529	502	1,266	3,509	36.1%
令和2年度	239	544	506	1,289	3,484	37.0%
令和3年度	258	522	519	1,299	3,473	37.4%
令和4年度	278	532	520	1,330	3,468	38.4%
令和5年度	297	523	528	1,348	3,442	39.2%

(3) 要介護・要支援認定者数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号被保険者(65歳以上)	3,837人	3,815人	3,814人
65歳から74歳	1,599人	1,617人	1,640人
75歳から79歳	525人	520人	541人
80歳から89歳	1,092人	1,063人	1,031人
90歳以上	621人	615人	602人
2号被保険者(40～64歳)	2,727人	2,639人	2,541人
1号認定者数	846人	840人	849人
1号認定率	22.0%	22.0%	22.3%
	令和6年度推計	令和7年度推計	令和8年度推計
1号被保険者(65歳以上)	3,743人	3,713人	3,646人
65歳から74歳	1,636人	1,647人	1,580人
75歳から79歳	536人	546人	566人
80歳から89歳	990人	951人	949人
90歳以上	581人	569人	551人
2号被保険者(40～64歳)	2,410人	2,328人	2,288人
1号認定者数	854人	847人	832人
1号認定率	22.8%	22.8%	22.8%

※ 令和3年度から令和5年度までの被保険者数は住民基本台帳、認定者数は介護保険事業状況報告 月報(いずれも各年度9月末時点)の数値。令和6年度から令和8年度までの被保険者数及び認定者数は、厚生労働省地域包括ケア「見える化システム」による推計値。

要介護度別認定者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	65人	80人	85人	89人	89人	87人
要支援2	105人	109人	114人	118人	115人	112人
要介護1	163人	151人	143人	137人	136人	133人
要介護2	142人	120人	129人	126人	123人	121人
要介護3	152人	139人	157人	167人	163人	161人
要介護4	130人	154人	141人	137人	139人	138人
要介護5	102人	98人	91人	91人	93人	91人
総数	859人	851人	860人	865人	858人	843人

※ 令和3年度から令和5年度までの被保険者数は住民基本台帳、認定者数は介護保険事業状況報告 月報(いずれも各年度9月末時点)の数値。令和6年度から令和8年度までの被保険者数及び認定者数は、厚生労働省地域包括ケア「見える化システム」による推計値。

2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の目的

この調査は、今後の高齢者福祉施策の方向性を検討する基礎資料として、生活実態やニーズ等を把握するために実施しました。

(2) 実施概要

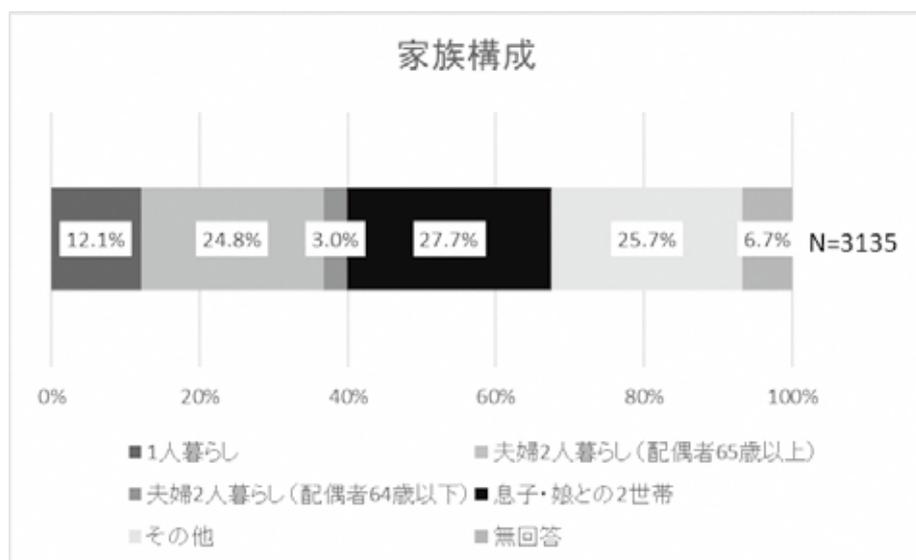
- 調査対象 65歳以上の介護認定を受けていないかた、要支援1・2の介護認定を受けているかた
- 調査時期 令和5年1月
- 調査方法 嘱託員による配布・回収
- 調査地域 津南町全域

配布数	回収数	回収率
3,348	3,135	93.6%

(3) 調査結果の概要

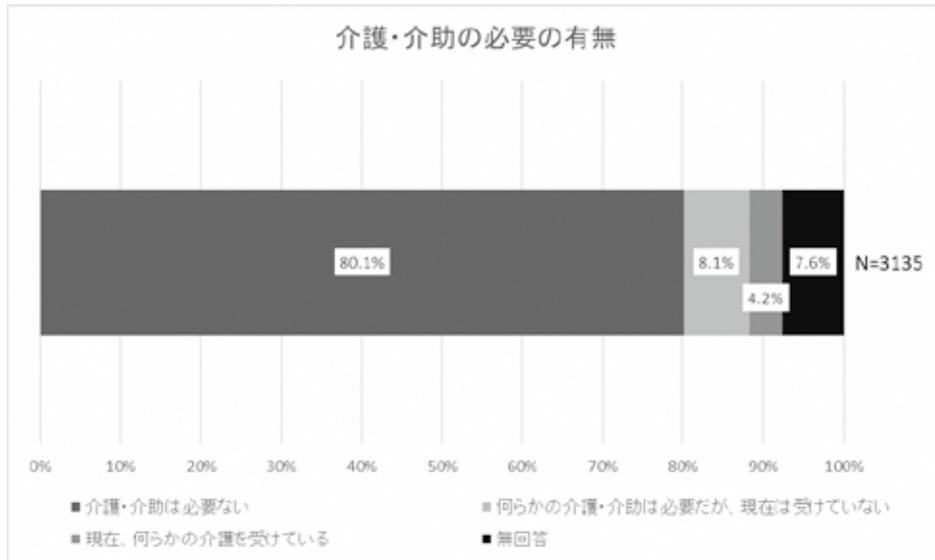
①. 家族構成

家族構成については、「息子・娘との2世帯」が27.7%と最も高く、次いで「その他」が25.7%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が24.8%、「1人暮らし」が12.1%となっています。



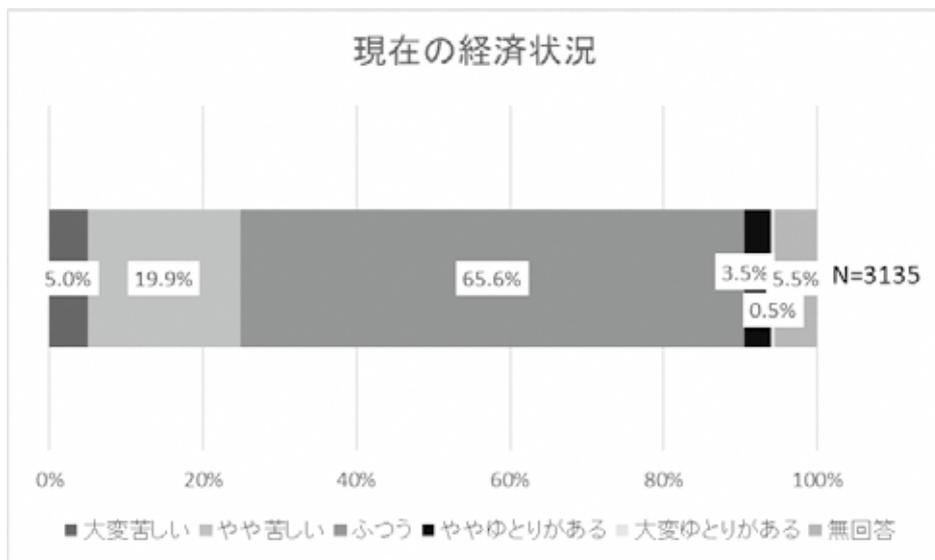
②. 介護・介助の必要の有無

介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が80.1%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が8.1%、「現在、何らかの介護を受けている」が4.2%となっています。



③. 現在の経済状況

暮らしの状況については、「ふつう」が65.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」が19.9%、「大変苦しい」が5.0%、「ややゆとりがある」が3.5%となっています。



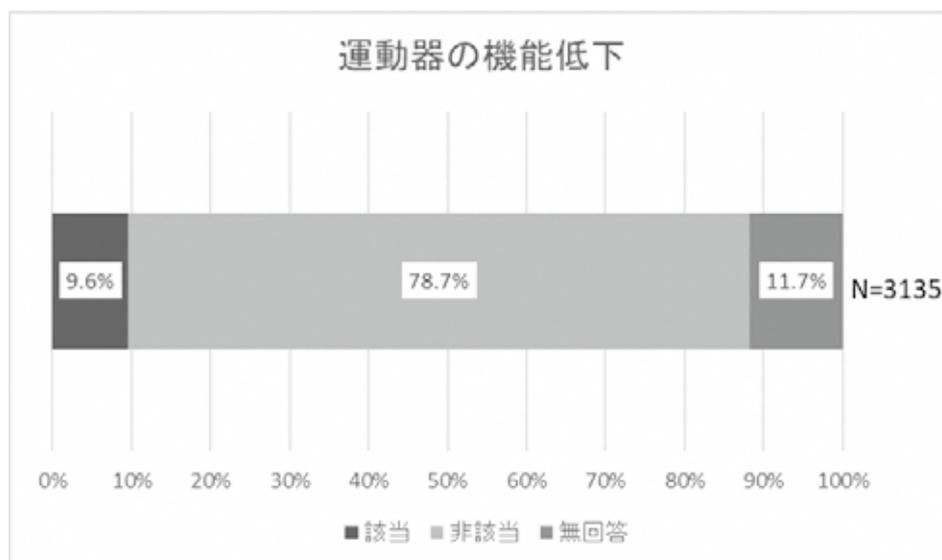
④. 運動器の機能低下

運動器の機能低下を判定する次の5項目のうち、3項目以上該当選択肢がある場合、機能低下に「該当」となります。

運動器の機能低下の判定項目

No.	内容	該当選択肢
1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	3. できない
2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
3	15分位続けて歩いていますか	3. できない
4	過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある
5	転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

全体では、「該当」は9.6%となっています。



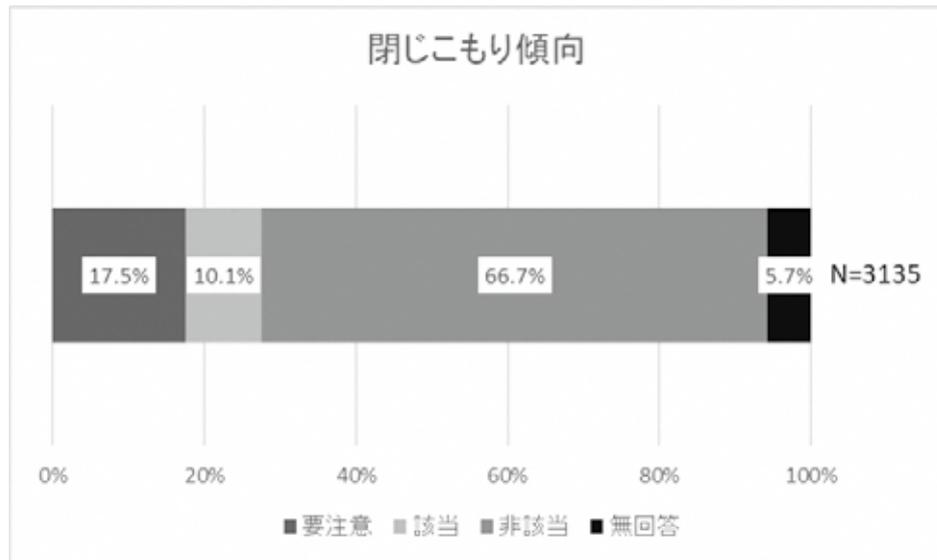
⑤. 閉じこもり傾向

閉じこもり傾向の判定は、次の2項目であり、「週に1回以上は外出していますか」に「1. ほとんど外出しない」または「2. 週1回」と回答した場合に「該当」となり、さらに、「昨年と比べて外出の回数が減っていますか」に「1. とても減っている」または「2. 減っている」と回答した場合に「要注意」となります。

閉じこもり傾向の判定項目

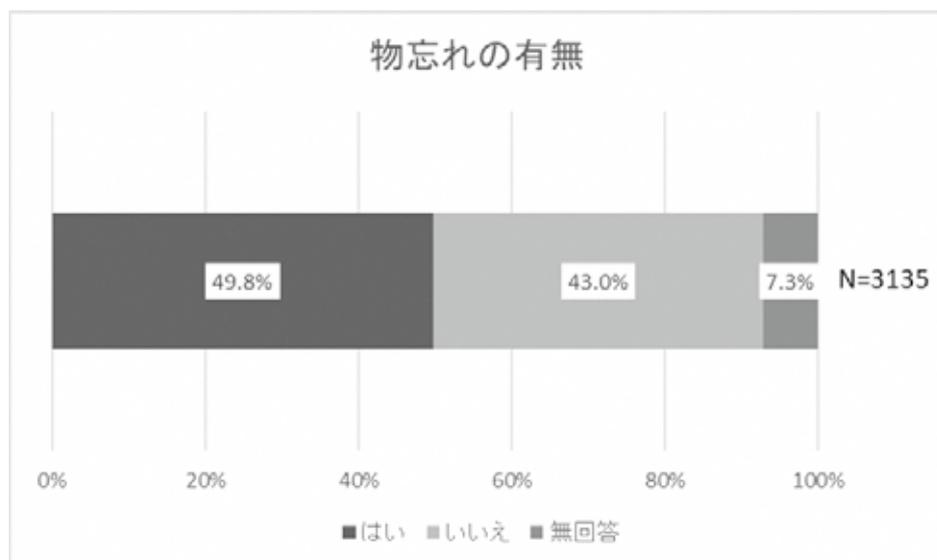
No.	内容	該当選択肢
1	週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回
2	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. とても減っている 2. 減っている

全体では、「要注意」が17.5%、「該当」が10.1%となっています。



⑥. 物忘れの有無

物忘れについては、「はい」が49.8%、「いいえ」が43.0%となっています。



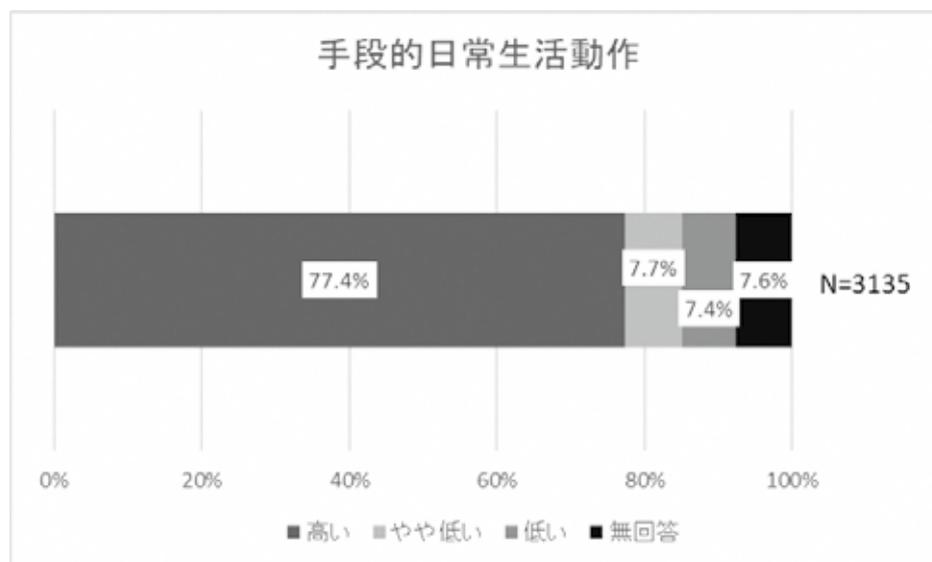
⑦. 手段的日常生活動作 (IADL)

手段的日常生活動作 (IADL) を判定する下記 5 項目について、回答した選択肢による合計得点が 5 点であれば手段的日常生活動作が「高い」、4 点であれば「やや低い」、3 点以下であれば「低い」と判定します。

手段的日常生活動作 (IADL) の判定項目

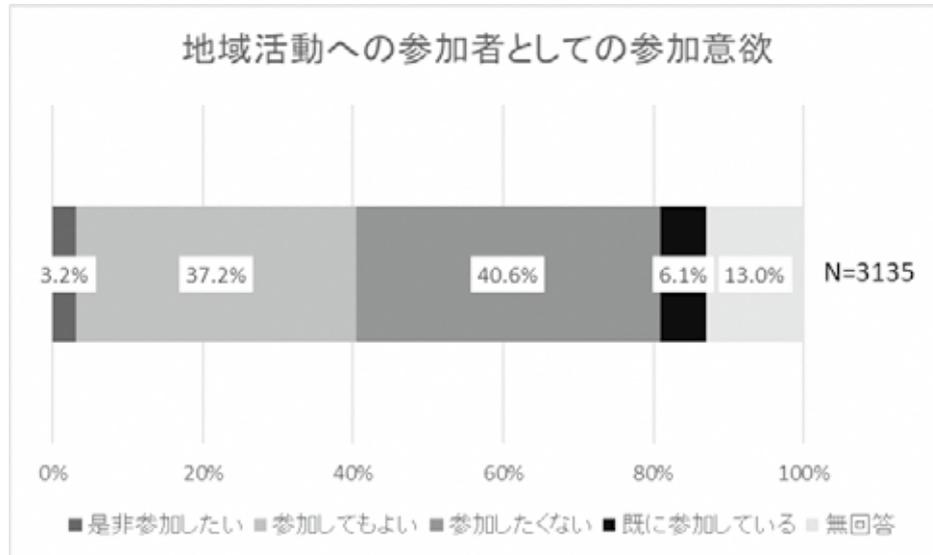
No.	問	内容	選択肢と配点
1	問 4(2)	バスや電車を使って 1 人で外出していますか (自家用車でも可)	1 点 : 「1. できるし、している」 「2. できるけどしていない」 0 点 : 「3. できない」
2	問 4(3)	自分で食品・日用品の買物をしていますか	1 点 : 「1. できるし、している」 「2. できるけどしていない」 0 点 : 「3. できない」
3	問 4(4)	自分で食事の用意をしていますか	1 点 : 「1. できるし、している」 「2. できるけどしていない」 0 点 : 「3. できない」
4	問 4(5)	自分で請求書の支払いをしていますか	1 点 : 「1. できるし、している」 「2. できるけどしていない」 0 点 : 「3. できない」
5	問 4(6)	自分で預貯金の出し入れをしていますか	1 点 : 「1. できるし、している」 「2. できるけどしていない」 0 点 : 「3. できない」

全体では、「高い」が 77.4%、「やや低い」が 7.7%、「低い」が 7.4%となっています。



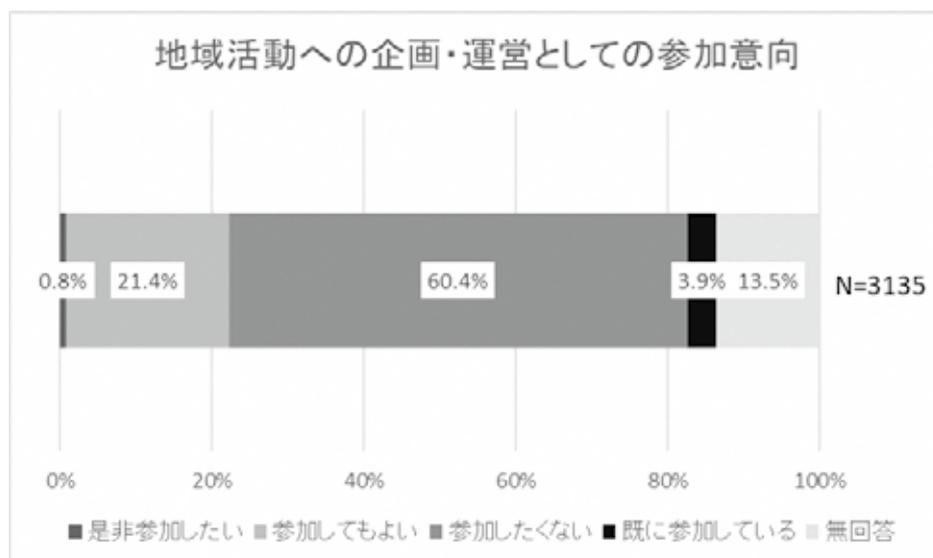
⑧. 地域活動へ参加者としての参加意向

「是非参加したい」(3.2%)と「参加してもよい」(37.2%)を合わせた“参加意向あり”の割合が40.4%、「参加したくない」が40.6%となっています。なお、「既に参加している」は6.1%となっています。



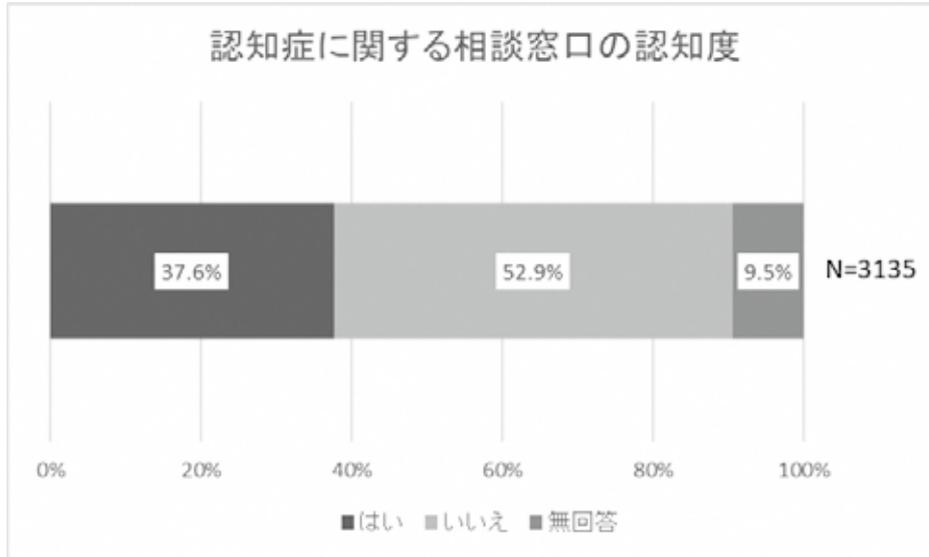
⑨. 地域活動へ企画・運営としての参加意向

「是非参加したい」(0.8%)と「参加してもよい」(21.4%)を合わせた“参加意向あり”の割合が22.2%、「参加したくない」が60.4%となっています。なお、「既に参加している」は3.9%となっています。



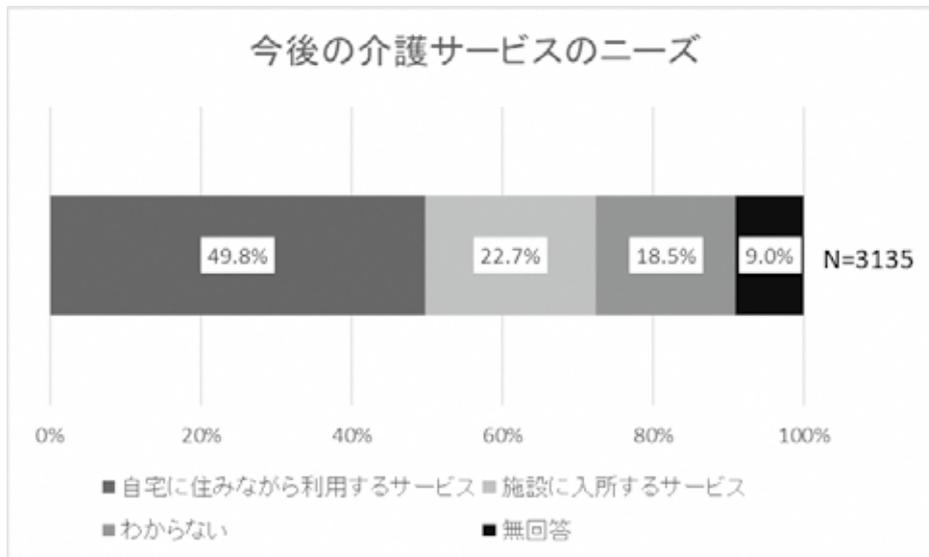
⑩. 認知症に関する相談窓口の認知度

「はい」の割合が37.6%、「いいえ」の割合が52.9%となっています。

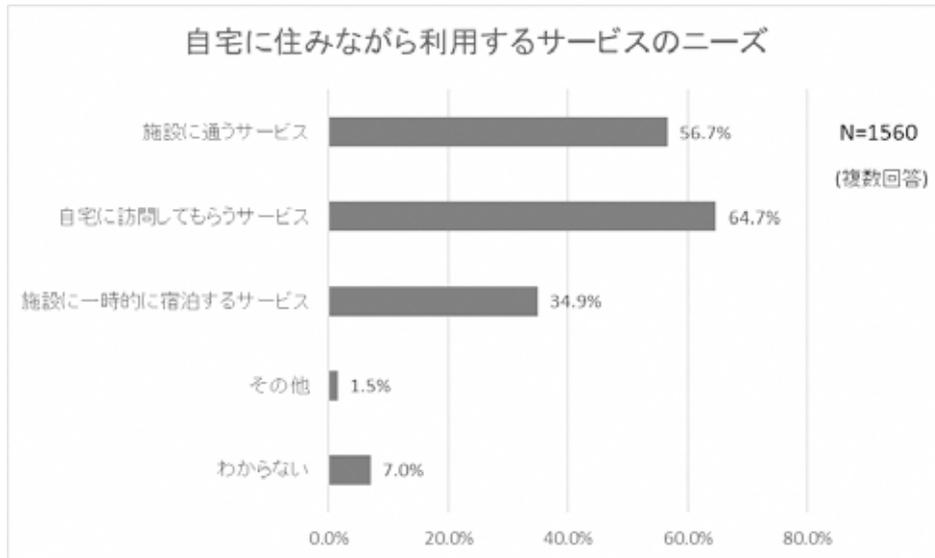


⑪. 今後の介護サービスのニーズ

介護が必要となったときに引き続き住み慣れた地域で生活し続けるために充実してほしいサービスについては、「自宅に住みながら利用するサービス」が49.8%、「施設に入所するサービス」が22.7%、「わからない」が18.5%となっています。



また、「自宅に住みながら利用するサービス」と回答したかたで、どのようなサービスを要望するか（複数回答）については、「施設に通うサービス」が56.7%、「自宅に訪問してもらうサービス」が64.7%、「施設に一時的に宿泊するサービス」が34.9%、「その他」が1.5%、「わからない」が7.0%となっています。



(4) 調査結果からみえる課題

◆高齢者のみ世帯の生活支援

高齢者のみの世帯や高齢者の1人暮らし世帯の割合が合わせて約3割となっており、超高齢化の更なる進行に対応するための見守りや生活支援が必要です。

◆介護予防の推進

運動器の機能低下に「該当」する割合(9.6%)は前回調査の結果(17.1%)よりも減少しています。その一方で、令和5年9月の事業月報では、要介護認定者860人のうち、軽度者(要支援者)は199人(23.1%)となっています(令和5年3月月報835人中194人(23.2%)、令和4年3月月報836人中174人(20.8%))。

要支援状態や要介護状態となることを防ぐために、介護予防の推進・普及啓発に努め、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、介護が必要になった場合でも重度化防止に資するよう、運動教室等の事業を継続して実施していく必要があります。

◆閉じこもりによるリスクと対策

閉じこもりによるリスクについてみると、「要注意」が17.5%、「該当」が10.1%となっており、閉じこもり傾向にある高齢者が少なからず存在することがうかがえます。外出機会が減ることにより、体力や認知機能の低下などを引き起こす可能性が高くなることから、閉じこもりによるリスクの普及啓発と家に居ながらにしてできる運動や“通いの場”等の社会交流の場への参加などについて周知し、自主的な心身の健康維持とフレイル予防に取り組んでいく必要があります。

◆認知症施策の推進

物忘れが多いと感じるかたの割合が49.8%となっており、半数近くのかたが認知機能に不安があること、認知症リスクを抱えていることがうかがえます。その一方で、認知症に関する相談窓口の認知度については、「いいえ」の割合が52.9%と「はい」の

割合 37.6%を上回っています。認知症に関する相談窓口の周知を継続して行うとともに、認知症の予防活動の推進や認知症のかたの見守りなど、認知症に対する理解を深める啓発活動を行い、地域一体となった認知症施策に取り組んでいく必要があります。

◆生きがいの創出

地域活動への参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた“参加意向あり”の割合が40.4%となっています。また、企画・運営（お世話役）としての参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた“参加意向あり”の割合が22.2%となっています。今後、こうした方々を中心に地域活動の活性化、地域のつながりの強化、高齢者の生きがい創出につなげていくことが求められます。

3 在宅介護実態調査結果の概要

(1) 調査の目的

この調査は主として、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するために実施しました。

(2) 実施概要

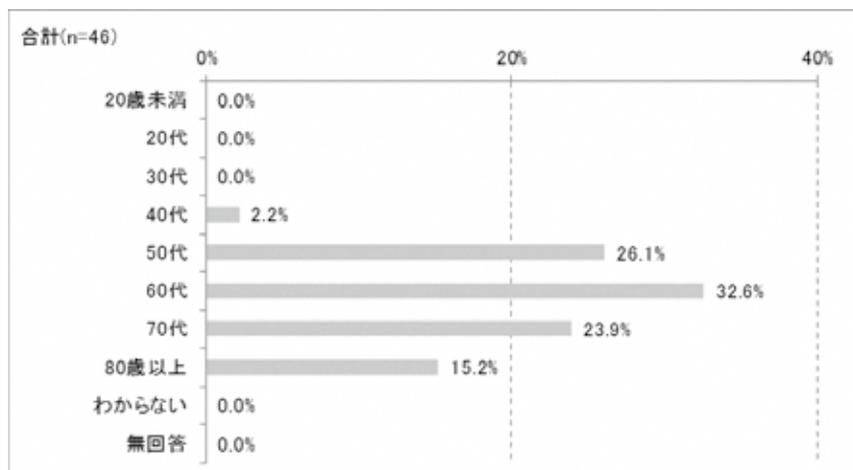
- 調査対象 在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けているかたのうち、更新申請に伴う認定調査を受けたかたとその主な介護者
- 調査期間 令和4年12月～令和5年3月
- 調査方法 調査対象者に介護認定更新申請書とあわせて調査票を配布
- 調査地域 津南町全域
- 配布・回収

配布数	回収数	回収率
99	60	60.6%

(3) 調査結果の概要

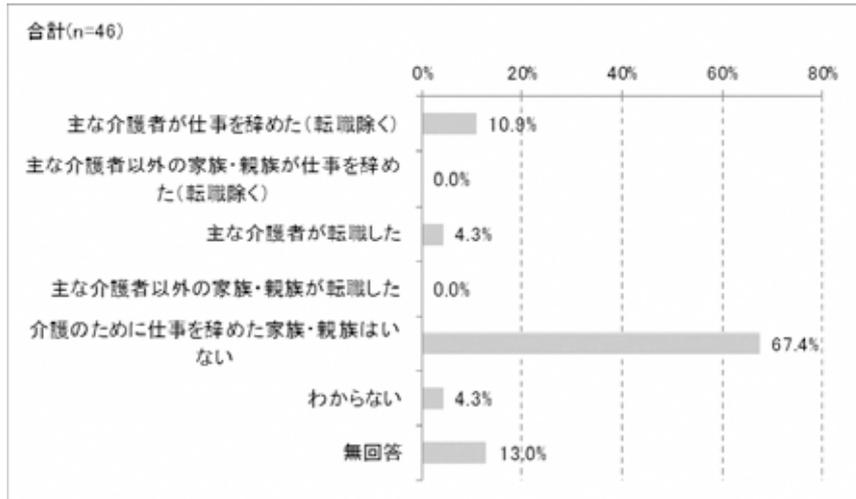
①. 主な介護者の年齢

「60代」の割合が32.6%で最も高く、次いで「50代」(26.1%)、「70代」(23.9%)の順となっています。



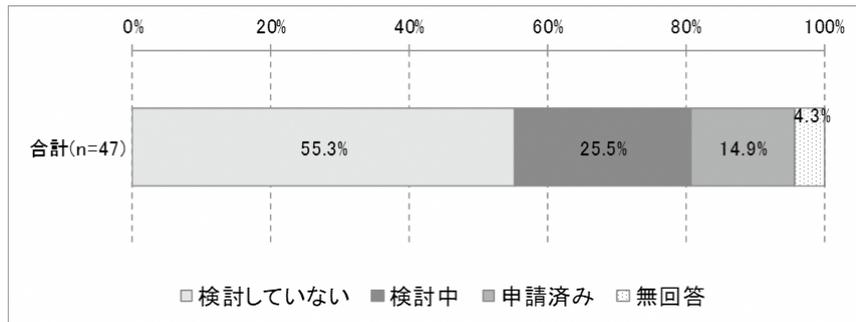
②. 介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が67.4%で最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(10.9%)、「主な介護者が転職した」(4.3%)の順となっています。



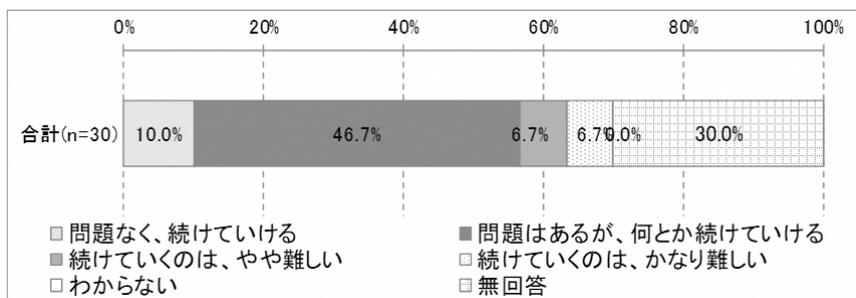
③. 施設等検討の状況

「検討していない」の割合が55.3%で最も高く、次いで「検討中」(25.5%)、「申請済み」(14.9%)の順となっています。



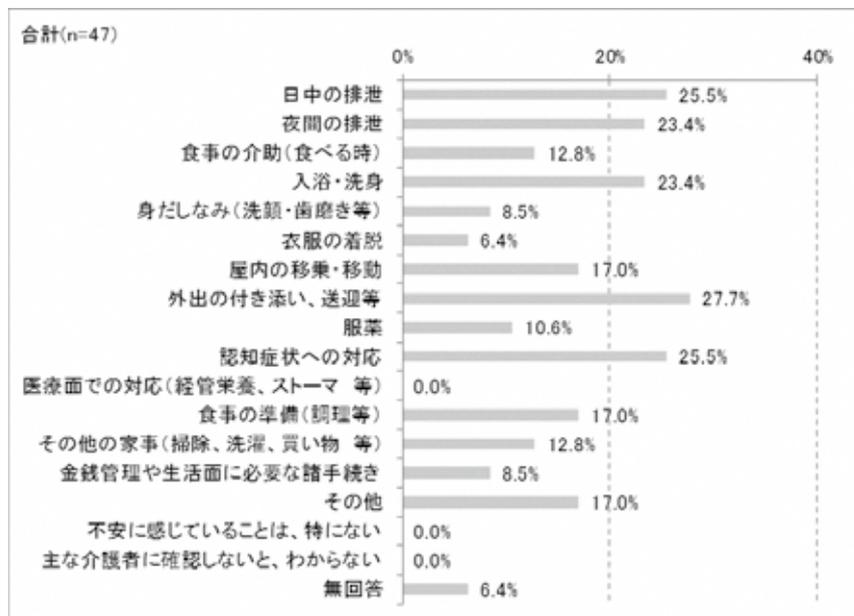
④. 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が46.7%で最も高く、次いで「問題なく、続けていける」(10.0%)、「続けていくのは、やや難しい」(6.7%)、「続けていくのは、かなり難しい」(6.7%)の順となっています。



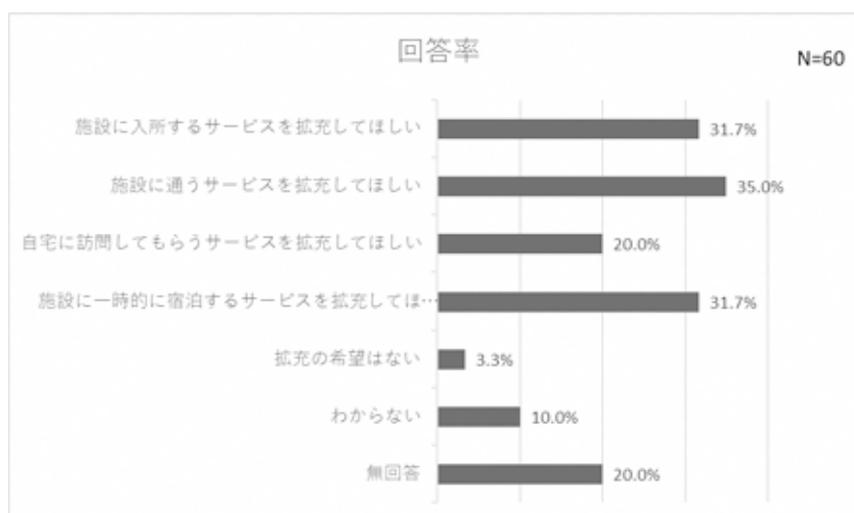
⑤. 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）

「外出の付き添い、送迎等」の割合が27.7%で最も高く、次いで「日中の排泄」(25.5%)、「認知症状への対応」(25.5%)、「夜間の排泄」(23.4%)、「入浴・洗身」(23.4%)などの順となっています。



⑥. 既存の入所施設が町外移転することに伴うサービス拡充についての希望

「施設に通うサービスを拡充してほしい」の割合が35.0%で最も高く、次いで「施設に入所するサービスを拡充してほしい」(31.7%)、「施設に一時的に宿泊するサービスを拡充してほしい」(31.7%)、「自宅に訪問してもらうサービスを拡充してほしい」(20.0%)などの順となっています。



第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念

本町では、第6次津南町総合振興計画に掲げる「希望と愛、参加できるまち」を基本理念として、高齢であっても障害があっても、住み慣れた家庭や地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる「住んでよかったとみんなが言えるまち」づくりに取り組んでいます。

本計画は、超高齢化の進行する地域の実情を踏まえながら、すべての高齢者の生活を支援する体制づくりに取り組み、地域で暮らすすべての人が生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指すための基本的な考え方を示すものです。

2 基本目標

(1) 元気な高齢者の増加と健康寿命の延伸

高齢者が生き生きと暮らし続けるためには、健康の維持が基本となります。元気なうちから積極的に健康づくりに努めるよう、従来から実施している健康づくり事業への参加促進、“通いの場”の取組への支援、保健事業と介護予防の一体的な取組を展開するとともに、社会参加と生きがいの創出、健康寿命の延伸を図っていきます。

(2) 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の構築

高齢者のみ世帯の増加とあわせて、超高齢化による日常生活における簡易な困りごとに対しても支援が必要となる世帯も増加すると予測されます。地域住民が支援の担い手となり、見守りやボランティア活動を通して、住民同士で共に支え合いのできる生活支援体制の構築を目指します。

(3) 認知症のかたや家族への支援

認知症に関する正しい知識の普及啓発により、地域での理解を深めるとともに、早期発見・対応や悪化防止のための相談・支援を充実させ、認知症のかたとその家族が安心して地域で暮らし続けられるよう地域全体で支える体制づくりに努めていきます。

(4) 保健・医療・介護の連携推進・強化

身近なかかりつけ医としての役割を担う町立津南病院の医療専門職を中心に据えて、介護専門職、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士などの多職種の顔の見える関係づくりによる保健・医療・介護の連携推進・強化を図り、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

(5) 介護人材の確保

高齢者のみ世帯の増加、認知症を患うかたの増加等が予測され、介護サービス需要の更なる増加も見込まれる一方で、現役世代の減少等による介護人材不足が課題となっています。県と連携しながら介護人材の確保・育成のための施策を展開して、サービス提供体制の維持・拡充を図ります。

3 日常生活圏域の設定

地理的条件や社会的条件等の地域特性から、第8期計画に引き続き、全町を1つの日常生活圏域として設定し、介護サービスの充実を図っていきます。

第4章 施策の展開

1 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、要支援者や基本チェックリストによる事業対象者等に対して、市町村が中心となり地域の実情に応じた多様なニーズに対応できるよう、住民等の様々な主体が参画し、サービスの充実に向けて地域の支え合いの体制づくりを進めていくことを目的としています。

① 一般介護予防事業

一般介護予防事業では、第1号被保険者のすべてのかたを対象に、介護予防の基本的知識の普及・啓発、地域での介護予防活動の促進に向けて取り組みます。

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する講演会や運動教室などを地域に出向いて開催し、参加促進に継続して取り組みます。

イ 地域介護予防活動支援事業

サロン事業（町社会福祉協議会に委託）や地域の“通いの場”の増設と参加者数の増加に向けて取り組みます。

② 介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型サービス】

要支援認定者等に対し、身体介護、掃除や洗濯等の日常生活上のサービスを提供します。

ア 訪問型サービス（現行相当）

従来の介護予防訪問介護に相当し、要支援認定者の状態を維持しながら、自立支援、重度化防止を目指すことができるよう支援します。

年 度	実 績			計 画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
件 数	177 件	172 件	182 件	191 件	191 件	191 件

イ 訪問型サービスB

要支援認定者・事業対象者に対して、食事の準備、掃除、洗濯等日常生活支援に限定したサービスを提供します。シルバー人材センターに委託をして実施しています。

	実 績			計 画		
年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
延べ人数	76 人	78 人	92 人	94 人	94 人	94 人

ウ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

要支援認定者・事業対象者に対して、心の健康を維持し生活機能を向上するための指導・支援を行います。津南町訪問看護ステーションに委託をして実施しています。

	実 績			計 画		
年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
人 数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

【通所型サービス】

要支援認定者等に対し、機能訓練等の介護予防サービスを提供します。

ア 通所型サービス（現行相当）

従来の介護予防通所介護に相当し、要支援認定者の状態を維持しながら、自立支援、重度化防止を目指すことができるよう支援します。

	実 績			計 画		
年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
件 数	535 件	484 件	396 件	320 件	320 件	320 件

イ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

事業対象者に対して、健康運動指導士による運動器の機能改善・向上等のプログラムを提供しています。町内の特定非営利活動法人に委託をして実施しています。

第9期計画では、町立津南病院のリハビリ専門職等との連携を強化して、運動・栄養・口腔機能の改善・向上を目指した新規プログラムの展開に取り組みます。

	実 績			計 画		
年 度	R3 年度	R4 年度	R5 年度 (見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
人 数	8 人	9 人	20 人	20 人	20 人	20 人

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域の高齢者や家族の総合相談窓口として、また、介護予防マネジメントの中心としての役割を担っています。公正・中立な立場から、地域における①総合相談、支援、②介護予防ケアマネジメント、③包括的・継続的マネジメント、④虐待の早期発見・防止等の権利擁護という4つの機能を担う地域の中核機関です。

本町においては、町直営の地域包括支援センターが役場福祉保健課内に設置され、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種が協働して、専門的・継続的な支援を行っています。

① 総合相談支援業務

介護に関する相談や心配ごとのほか、医療や健康、福祉、生活等、あらゆる相談に対応します。相談内容に応じて、適切なサービスや制度の利用に繋げるなどの支援を行います。

② 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

要支援1及び2の認定を受け、訪問型サービス、通所型サービスのみを利用されるかたや、介護予防のための基本チェックリストにより事業対象者と判定されたかたへの介護予防ケアマネジメントを行います。

また、要支援1及び2の認定を受け、介護予防サービスを希望されるかたへの介護予防ケアプランの作成を行います。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の実施にあたっては、心身の状況、置かれている環境、その他本人の状態を的確に把握し、自立支援や介護予防を目標に必要なサービスをケアプランに位置付け、それにより期待される効果について理解・同意を得て、地域包括支援センターと利用者及びサービス提供事業者が適宜情報を共有しながらサービスを提供していきます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーへの日常的個別指導、支援困難事例等への助言・指導、地域の様々な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築により、高齢者一人ひとりに応じた包括的・継続的なケアマネジメントをするための後方支援を行います。事例検討会やケアマネジャー連絡会を定期的を開催し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

④ 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の防止

広報紙を活用した啓発活動や民生委員・関係機関との連携等により、虐待の防止及び早期発見に努めるほか、虐待事案の発生時には早期対応により深刻化を防ぎます。困難事例の対応には関係機関・専門機関との連携により、高齢者及びその家族等養護者の支援を行います。

イ 成年後見制度の活用支援（成年後見センター）

本町では、令和4年4月に地域包括支援センター内に「津南町成年後見センター」

を設置しました。

成年後見センターでは、認知症や知的障害、精神障害等により、ひとりでは物事の判断が難しいかたの生活や金銭管理などに関する相談に応じるとともに、必要に応じて法律関係者等の適切な相談機関へつなぎます。

また、成年後見制度を利用するために、家庭裁判所に提出する書類の作成方法など、申立てに関する支援を行います。

制度やセンターについてより多くのかたに知っていただくため、町ホームページや広報紙での情報発信、研修会を開催するなど普及啓発を図っていきます。

(2) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステム構築のための有効な手段の1つです。医療・介護等の多職種が協働して、支援が必要になっても地域で自立した生活が維持できるような支援内容を検討し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

また、ケアマネジャー等が担当する支援困難事例の検討を通じて、地域の課題把握、支援のためのネットワークづくり、地域に不足している社会資源の創出を図ります。

(3) 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い、認知症を抱えるかたが増加していくことが予想されます。認知症になっても本人の意思が尊重され、地域で安心して暮らせるよう、認知症のかたとその家族を支援する体制を整備します。

- ①認知症初期集中支援チームの活動促進による連携強化と、適切な医療・介護サービスにつなげられるよう早期対応を図ります。
- ②認知症のかたと関わる機会が多いと予想される企業を中心に、認知症のかたや家族にできる範囲で支援を行えるよう、認知症サポーター養成のための講座を引き続き開催します。
- ③同じ悩みを抱える介護者同士が相談・話し合えるよう認知症介護家族の会「さくら会」開催による家族支援に引き続き取り組みます。
- ④認知症への関心や理解を持っていただくよう「認知症フォーラム」開催による普及啓発と地域における見守り体制の構築を図ります。
- ⑤認知症の早期発見・治療に資するよう専門医による「ものわすれ相談会」を引き続き開催します。

(4) 生活支援体制整備事業の推進

高齢者のみ世帯の増加とその更なる高齢化に伴い、身体機能の衰えや自動車の運転ができなくなるなどの生活機能の低下により、日々の生活に何かしらの困りごとを抱える高齢者が増えています。そうした高齢者の身の回りのことに対して身近な地域住民を主体とした支え合い活動が展開されることにより、安心して自宅で生活を送れるかたが一定数いるものと考えられます。

町社会福祉協議会と連携して住民ボランティアによる高齢者の日常生活支援を実施するとともに、支援の担い手となるボランティアにとっても生きがいに繋がるよう生活支援体制の構築に取り組みます。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対して、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の相互理解や情報共有を図り、連携を強化していくことが必要です。

本町は医療資源が乏しく、医師や看護師等の医療従事者や介護従事者など、在宅医療・介護に携わることのできる人材の確保に困難を来している状況にあります。小さな町のメリットを活かし、身近なかかりつけ医としての役割を担う町立津南病院と介護施設等、高齢者を支える関係者の顔の見える関係づくりを構築し、いつでも相談し合える体制を築いていくよう努めていきます。

また、在宅医療・在宅介護の連携推進のためには、①入退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④看取りの4つの場面におけるめざすべき姿について検討し、実践していくことが求められます。十日町市中魚沼郡医師会「つまり医療介護連携センター」に事業を委託し、課題の抽出、医療・介護従事者への相談支援、研修によるスキルアップ、マニュアルの作成、在宅医療や看取りに関する住民への普及啓発に取り組んでいきます。

3 任意事業

(1) 介護給付等の適正化への取組

利用者が真に必要なとする介護サービスを提供するとともに持続可能な介護保険制度を構築していくために、介護給付等の適正化への取組を推進し、適切な介護サービスが過不足なく提供されるよう努めます。

① 要介護認定の適正化

適切に認定調査が行われるよう実態を把握するとともに、研修を行い要介護認定の適正化に努めます。

② ケアプラン点検

介護保険制度の要であるケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について点検・評価を行い、ケアマネジャーの「気づき」を促し、知識力・技術力・倫理力の向上を図ります。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修工事や福祉用具購入を行おうとする利用者の実態把握に努め、必要性や利用状況等について点検を行います。

④ 縦覧点検・医療情報との突合（国民健康保険団体連合会に委託）

利用者ごとに介護報酬の請求明細書内容を確認し、提供されたサービスの整合性、算

定回数・算定日数等の点検を行います。

また、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

4 介護人材の確保

現役世代の減少等の影響によって全国的に介護人材の不足が問題となっており、本町においても必要な介護サービスを提供することが困難になることも懸念されます。

将来町内の介護サービス事業所等で介護従事者として就職する意欲のある学生に対して修学資金を貸与する「津南町介護職等修学資金貸与事業」を実施し、介護人材の確保・育成、定着支援に努めます。

また、県とも連携し、介護業務の効率化・負担軽減の施策等、効果的な施策について検討を行いながら、人材不足解消に努めていきます。

5 必要とされるサービスの確保

介護保険施設サービスについては、第8期計画までサービス量の確保に努め、中でも常時介護が必要な重度の高齢者が利用する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については町内に5施設（広域型：2施設 187床、地域密着型：3施設 87床）整備されています。

しかし、本計画期間中の令和8年度（2026年度）に広域型の1施設が十日町市に移転することとなったため、安心して生活できるサービス機能を確保していくことが必要となります。中長期的な高齢者数の見通し、要介護者数の見込、要介護者及び介護者のニーズ等地域の実情を踏まえながら、町立津南病院とも連携して休床病床を有効活用するなどしたサービスの創設について検討していきます。

6 健康づくり事業による介護予防

高齢者が健康で元気に過ごせて、仲間づくりにも資するよう、従来から実施している「水中運動教室」や「健骨体操教室」等の健康づくり事業への参加促進を図り、介護予防に取り組めます。

7 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

高齢者の心身の状況として、身体的脆弱性や複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりの低下といった多面的な課題を抱える、いわゆるフレイル状態にある場合も多くあります。疾病予防・重症化予防における個別対応のみならず、フレイル予防の観点をもった社会参加を含む地域での取組へ拡大していく必要があります。

高齢者の特性を前提に、住み慣れた地域のなかで自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくために、生活習慣病等の重症化を予防する取組と生活機能の低下を防止する取組の一体的な実施を推進します。

(ア) ハイリスクアプローチ

高血圧症、糖尿病、慢性腎臓病の重症化するおそれのある者に対して、専門医によ

る相談会や、保健師、看護師による個別訪問の実施により、受診勧奨や生活改善の支援を行い、重症化防止を図ります。

(イ) ポピュレーションアプローチ

保健師、作業療法士、理学療法士等の専門職が、生活習慣病予防やフレイル予防の必要性について通いの場等で健康教育を行い、生活機能の低下状態の気づきを促し改善を図ります。

8 在宅介護手当

在宅で主に寝たきり、または認知症等に伴う行動・心理症状があり、要介護認定を受けて介護を必要とするかたの「介護者」に対して、経済的負担の軽減を図り、在宅における福祉の向上に寄与することを目的として手当を支給します。

9 高齢者福祉事業

(1) 安心ホットライン設置事業（緊急通報装置貸与事業）

一人暮らし高齢者や身体障害者世帯に対し、簡単な操作で、急病や災害等の緊急事態をあらかじめ定めた通報先へ通報できる装置を貸与しています。緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、日常の安否確認、健康や心配ごとの相談にも応じています。

(2) 特定地域老人等福祉タクシー事業

地域公共交通網では町中心部へのアクセスが不便な、特定地域に居住する高齢者世帯等に対して、緊急時に利用できるタクシー券を交付し、居住地から町中心部への移動支援を行っています。

一方で、高齢化の進展に伴い、運転免許証を返納する高齢者が増加することも予測されます。対象地域や利用目的を限定せずに、買い物や通院、生きがづくり活動への参加といった日常生活における外出時全般に支障を来している高齢者の実情に即した移動支援・外出支援サービスの提供に向けた見直しについても検討していく必要があります。

(3) 老人相談員設置事業

高齢者の心配ごとや悩みごとなどの生活相談に応じて、適切な指導、助言を行うことを目的として、週1回、高齢者コミュニティセンター（そだき苑）内に相談員を配置しています。

(4) 高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業

高齢者や障害者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるとともに介護者の負担軽減を図るために、身体の状況等に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用を補助します。

(5) 配食サービス事業

自分で調理をすることが困難な、一人暮らし及び高齢者のみ世帯、障害者等に対し、安否確認を兼ねて週 2 回夕食弁当をボランティアが届けています。町社会福祉協議会に委託をして実施しています。

(6) 生活管理指導員派遣・生活管理短期宿泊事業

要支援・要介護認定者及び総合事業対象者以外の高齢者で、一時的な病気やけがにより支援を必要とする要介護者に対し、生活管理指導員を派遣して家事援助などを行う事業と、施設に短期宿泊して日常生活への支援・指導を行う事業を実施しています。

(7) 救急あんしんカード配付事業

一人暮らしの高齢者を対象に、万一緊急搬送される場合にできるだけスムーズに救急活動が行われるように、連絡先やかかりつけ医療機関等必要な情報を記入して冷蔵庫に貼ってもらう「救急あんしんカード」を、民生委員を通じて配付しています。

(8) 老人クラブ

高齢者が生きがいをもって暮らしていけるためには、高齢者自身が意欲的に地域活動に参加したり奉仕活動を行ったりするなどの活動が望まれます。高齢者の生きがいづくりの場として、老人クラブの果たす役割は大きなものとなっています。新会員の加入促進、組織の活性化、積極的に社会参加をしていける体制づくりに努めます。

また、県の補助事業を活用して、活動費への助成を継続します。

(9) 敬老事業

高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表すとともに福祉の増進を図るものとして、88 歳及び 100 歳になられるかた、最高齢のかた、金婚・ダイヤモンド婚夫婦に記念品を贈呈しています。

(10) 高齢者就業機会開発事業（シルバー人材センター事業）

長年培われた自らの知識と経験を活かし、積極的に地域での役割を果たしていくことが高齢者の生きがいや健康づくりにも繋がります。

シルバー人材センターへの町からの事業の発注とあわせて、事業の拡充や就業機会の促進を図ります。

(11) 高齢者コミュニティセンター「そだき苑」

高齢者グループの親睦、趣味・娯楽等の活動拠点として利用できる施設です。

老人福祉相談員による健康相談を実施するなど、健康を維持・増進する場としても活用されています。

(12) ケアハウス（軽費老人ホーム）、老人福祉センター（老人福祉施設付設作業所）

60歳以上で、身体機能の低下や高齢のため自宅での生活に不安があり、家族の支援を受けることが困難なかたに対して、生活相談や食事・入浴等のサービスを提供する施設です。

本町に所在する軽費老人ホームケアハウス「リバーサイドみさと」は定員50人で、基本的に「自立した生活のできるかた」が対象の施設ですが、介護保険等のサービスを使いながら生活している入居者もいます。入居中に心身機能に低下がみられ介護サービスが必要になったかたは、当該施設で作成したサービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練や療養上の世話を受けることができます（特定施設入居者生活介護）。

また、「リバーサイドみさと」は老人福祉法に定める老人福祉施設付設作業所を有し、老人福祉センターの目的とする地域の老人の福祉増進のための総合施設としての役割も果たしています。

(13) 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス、在宅介護支援センター）

高齢者生活福祉センターは、特別養護老人ホーム「恵福園」に併設し、1階にはデイサービスセンター及び在宅介護支援センター、2階には居住部門（生活支援ハウス）が設置されています。

生活支援ハウスは、おおむね65歳以上の高齢者及び身体に障害のある一人暮らし世帯または高齢者夫婦世帯で、独立して生活することに不安のあるかた（自炊ができる程度の健康状態にあるかた）を対象に提供しています。

高齢者生活福祉センターの概要

設 置 主 体	津南町
運 営 主 体	社会福祉法人つなん福祉会
デイサービスセンター	食堂、日常動作訓練室、養護室、浴室、厨房、事務室等
在宅介護支援センター	相談室、介護教室、介護機器コーナー
居 住 部 門	単身用居室9室、夫婦用居室2室、談話室、浴室等

介護保険対象外老人福祉施設サービス見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援ハウス	13人	13人	13人

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料の算定

1 介護サービス見込量

(1) 居宅サービス

① 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で自立した生活ができるように介護サービスを提供します。食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

町内の2事業所がサービス提供をしていましたが、そのうちの1事業所が第8期計画期間中の令和5年9月末に事業を廃止することとなりました。従事者の確保が困難であることが主な要因であり、安定したサービス提供を継続していくためには人員確保が喫緊の課題となっています。

第8期計画実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値（回）	5,680	6,224	6,224
実績値（回）	6,550	7,997	10,433

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値（回）	11,050	10,964	10,888

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員などが移動入浴車で要支援・要介護者の居宅を訪問し、身体の清潔保持と心身機能の維持を図ることを目的に、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

町内にはサービス提供事業所がないことから、ケアマネジャーが町外の事業所と調整を行いサービス提供が行われています。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	計画値（回）	142	142	142
	実績値（回）	117	147	51
介護予防 訪問入浴介護	計画値（回）	0	0	0
	実績値（回）	0	0	0

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	計画値(回)	56	56	56
介護予防訪問入浴介護		0	0	0

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、理学療法士が要支援・要介護者の居宅を訪問して、医師の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

町内では津南町訪問看護ステーションによりサービス提供されており、町立津南病院が主治医以外のかたにも対応可能となっています。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	計画値(回)	968	968	1,051
	実績値(回)	1,467	1,691	1,359
介護予防訪問看護	計画値(回)	190	185	185
	実績値(回)	66	133	126

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	計画値(回)	1,331	1,328	1,290
介護予防訪問看護		116	116	116

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士等が要支援・要介護者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

町内にはサービス提供事業所がないことから、町外事業所によるサービス利用のほか、津南町訪問看護ステーションの訪問看護とあわせて町立津南病院のリハビリ職員が行っていますが、利用ニーズに十分に答えられるようスタッフ体制の充実を図ることが求められます。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	計画値(回)	367	367	367
	実績値(回)	896	589	332
介護予防訪問リハビリテーション	計画値(回)	76	76	76
	実績値(回)	426	194	2

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	計画値(回)	317	303	299
介護予防訪問リハビリテーション		0	0	0

⑤ 通所介護

要介護者が通所介護施設(デイサービスセンター)等に通い、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

町内では3事業所がサービス提供をしていましたが、そのうちの1事業所が第8期計画期間中の令和5年3月末に人員不足により事業を廃止することとなりました。安定したサービス提供を継続していくための人員確保が課題となっています。

第8期計画実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値(回)	17,590	18,306	19,144
実績値(回)	15,041	14,174	14,420

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(回)	13,642	13,434	13,085

⑥ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要支援・要介護者が通所リハビリテーションの施設に通い、理学療法士などの専門職から生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

町内では、町立津南病院でサービス提供しており、利用者の送迎も行っています。

第 8 期計画実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
通所リハビリテーション	計画値 (回)	491	577	574
	実績値 (回)	200	375	418
介護予防通所リハビリテーション	計画値 (回)	180	204	204
	実績値 (回)	201	143	168

※令和 5 年度実績値は見込み

第 9 期計画見込量

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
通所リハビリテーション	計画値 (回)	392	393	393
介護予防通所リハビリテーション		168	168	168

⑦ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた要支援・要介護者が、介護老人福祉施設に短期入所して入浴や食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。町内では 3 施設で事業を行っています。

第 8 期計画実績

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所生活介護	計画値 (日)	6,880	6,815	6,848
	実績値 (日)	7,292	6,907	7,041
介護予防短期入所生活介護	計画値 (日)	86	86	86
	実績値 (日)	77	97	56

※令和 5 年度実績値は見込み

第 9 期計画見込量

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短期入所生活介護	計画値 (日)	6,972	6,839	6,800
介護予防短期入所生活介護		62	62	62

⑧ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、薬剤師、管理栄養士等が、通院が困難な利用者の自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。町内では町立津南病院が令和 2 年度からサービス提供を開始しています。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	計画値(人)	480	480	492
	実績値(人)	441	421	384
介護予防居宅療養管理指導	計画値(人)	84	96	96
	実績値(人)	43	19	12

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	計画値(人)	372	384	372
介護予防居宅療養管理指導		12	12	12

⑨ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(軽費老人ホーム等)に入居しているかたに対し、食事や入浴などの日常生活上の世話、機能訓練や療養上の世話を居宅サービスとして提供するものです。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	計画値(人)	372	408	408
	実績値(人)	286	245	252
介護予防特定施設入居者生活介護	計画値(人)	72	84	84
	実績値(人)	35	27	12

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	計画値(人)	252	240	240
介護予防特定施設入居者生活介護		12	12	12

⑩ 居宅介護支援・介護予防支援

要介護認定者が居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼する場合と、要支援認定者が地域包括支援センターに介護予防サービス計画の作成を依頼する場合に提供されるサービスです。ケアマネジャーが利用者の心身の状況や生活環境、希望などに沿ってケアプランを作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整を行ったりします。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	計画値（人）	3,360	3,684	3,780
	実績値（人）	3,186	2,931	2,808
介護予防支援	計画値（人）	1,188	1,296	1,332
	実績値（人）	1,113	1,134	1,320

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	計画値（人）	2,604	2,532	2,448
介護予防支援		1,392	1,356	1,308

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。在宅での介護を行っていく上で福祉用具は重要な役割を担っています。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	計画値（人）	2,604	2,808	2,976
	実績値（人）	2,657	2,476	2,484
介護予防福祉用具貸与	計画値（人）	972	1,044	1,104
	実績値（人）	951	991	1,104

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	計画値（人）	2,304	2,268	2,208
介護予防福祉用具貸与		1,152	1,104	1,056

⑫ 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。福祉用具の用途が「貸与になじまないもの」を購入した場合に購入費を支給します。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具 購入費	計画値（人）	60	60	60
	実績値（人）	45	37	36
介護予防特定福 祉用具購入費	計画値（人）	24	24	24
	実績値（人）	18	23	24

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入 費	計画値（人）	36	36	36
介護予防特定福祉 用具購入費		24	24	24

⑬ 住宅改修費支給・介護予防住宅改修費支給

要介護・要支援認定者が住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅改修の費用を償還する給付サービスです。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修	計画値（人）	24	24	24
	実績値（人）	21	23	12
介護予防住宅 改修	計画値（人）	36	36	36
	実績値（人）	14	20	12

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	計画値（人）	12	12	12
介護予防住宅改修		12	12	12

(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症等で、常に介護が必要で在宅での生活が難しいかたのための施設です。食事・入浴・排せつ等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の世話等が受けられます。

常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護 3 以上のかたが対象となります。要介護 1 又は 2 のかたでも個々の事情や地域の実情等を踏まえ、特例的に入所が認められる場合があります。

第 8 期計画実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値 (人)	1,584	1,584	1,584
実績値 (人)	1,608	1,687	1,596

※令和 5 年度実績値は見込み

第 9 期計画見込量

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値 (人)	1,596	1,596	1,596

② 介護老人保健施設

入所者に対して看護やリハビリテーションの医療サービスを行い、家庭への復帰を目指す施設です。医学的管理の下で、看護やリハビリテーションのほかに、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の介護を併せて受けることができます。町外の施設利用を見込みます。

第 8 期計画実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値 (人)	120	120	120
実績値 (人)	153	219	264

※令和 5 年度実績値は見込み

第 9 期計画見込量

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画値 (人)	264	264	264

③ 介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行うことを目的とした施設です。町外の施設利用を見込みます。

第8期計画実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値（人）	0	0	0
実績値（人）	12	12	12

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値（人）	12	12	12

(3) 地域密着型サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います。

少人数の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるように心がけてサービスが行われています。

既存の1施設が待機者の解消を図るため、本計画の初年度である令和6年度に1床の増床を計画しています。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	計画値（人）	456	456	456
	実績値（人）	475	458	456
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画値（人）	0	0	0
	実績値（人）	0	0	0

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	計画値（人）	456	456	444
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0

② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続するための身近なサービス拠点として、「通い」によるサービスを中心にして、利用者の心身の状況や希望を踏まえて、「訪問」や「泊まり」サービスを組み合わせて提供するサービスです。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型 居宅介護	計画値（人）	852	852	852
	実績値（人）	864	773	720
介護予防小規模多機能型居 宅介護	計画値（人）	72	72	72
	実績値（人）	39	50	60

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型 居宅介護	計画値（人）	684	684	660
介護予防小規模多 機能型居宅介護		72	60	60

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症のかたを対象に、可能な限り在宅で自立した生活を送ることができるように、食事や入浴といった日常生活上の支援や機能訓練等、専門的なケアを行う通所サービスです。

第8期計画実績

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型 通所介護	計画値（回）	4,514	4,699	4,890
	実績値（回）	5,551	5,089	4,035
介護予防認知 症対応型通所 介護	計画値（回）	211	211	256
	実績値（回）	528	453	802

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所 介護	計画値（回）	3,498	3,540	3,309
介護予防認知症対 応型通所介護		902	923	923

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所している利用者に対し、食事・入浴・排せつ等の介助、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

第8期計画実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値(人)	1,104	1,104	1,104
実績値(人)	1,049	1,049	1,080

※令和5年度実績値は見込み

第9期計画見込量

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値(人)	1,044	1,044	1,044

2 介護給付費の推計

サービス見込量をもとに、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの本町におけるサービス給付額を算出した結果は、以下のとおりです。

(1) 介護サービス給付費の推計

単位：千円

居宅サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	32,981	32,624	32,304
訪問入浴介護	695	696	696
訪問看護	11,104	11,029	10,721
訪問リハビリテーション	755	722	713
通所介護	121,929	120,642	117,508
通所リハビリテーション	1,457	1,464	1,464
短期入所生活介護	60,955	59,890	59,520
居宅療養管理指導	2,449	2,493	2,397
特定施設入居者生活介護	49,979	47,807	47,807
居宅介護支援	41,418	40,323	38,991
福祉用具貸与	28,258	28,031	27,245
特定福祉用具購入費	937	937	937
住宅改修費支給	1,680	1,680	1,680
居宅サービス給付費計（Ⅰ）	354,597	348,338	341,983

施設サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	399,183	399,688	399,688
介護老人保健施設	77,618	77,717	77,717
介護医療院	4,959	4,966	4,966
施設サービス給付費計（Ⅱ）	481,760	482,371	482,371

地域密着型サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	120,293	120,445	117,201
小規模多機能型居宅介護	157,781	158,855	152,049
認知症対応型通所介護	36,643	37,108	34,452
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	293,987	294,359	294,359
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,662	6,670	6,670
地域密着型サービス給付費計（Ⅲ）	615,366	617,437	604,731
介護サービス 合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	1,451,723	1,448,146	1,429,085

(2) 介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

居宅サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	457	457	457
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	4,656	4,662	4,662
介護予防短期入所生活介護	414	415	415
介護予防居宅療養管理指導	131	132	132
介護予防特定施設入居者生活介護	1,162	1,163	1,163
介護予防支援	6,457	6,299	6,077
介護予防福祉用具貸与	6,669	6,349	6,053
介護予防特定福祉用具購入費	623	623	623
介護予防住宅改修費支給	864	864	864
居宅サービス給付費計 (IV)	21,433	20,964	20,446

地域密着型サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,598	5,505	5,505
介護予防認知症対応型通所介護	8,041	8,251	8,251
地域密着型サービス給付費計 (V)	14,639	13,756	13,756
介護予防サービス 合計 (IV+V)	36,072	34,720	34,202

(3) 標準給付費の見込み

サービス見込量をもとに算出した総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を加え見込んだものです。

単位：円

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
総給付費	1,487,795,000	1,482,866,000	1,463,287,000	4,433,948,000
特定入所者介護サービス費等給付額	89,388,299	89,501,418	89,501,418	268,391,135
高額介護サービス費等給付額	36,911,723	36,664,633	36,023,643	109,599,999
高額医療合算介護サービス費等給付費	4,210,291	4,176,219	4,103,208	12,489,718
算定対象審査支払手数料	972,648	964,818	947,916	2,885,382
標準給付費見込額	1,619,277,961	1,614,173,088	1,593,863,185	4,827,314,234

(4) 地域支援事業費の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に係る事業費を見込んでいます。

単位：円

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	24,850,000	24,850,000	24,850,000	74,550,000
包括的支援事（地域包括支援センターの運営）	22,093,000	22,093,000	22,093,000	66,279,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	1,716,000	1,716,000	1,716,000	5,148,000
任意事業	1,860,000	1,860,000	1,860,000	5,580,000
地域支援事業費見込額	50,519,000	50,519,000	50,519,000	151,557,000

(5) 介護保険事業費の見込み

令和6年度から令和8年度までの3か年の介護保険事業費の合計金額は次のとおりです。

単位：円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
標準給付費 (A)	1,619,277,961	1,614,173,088	1,593,863,185	4,827,314,234
地域支援事業費 (B)	50,519,000	50,519,000	50,519,000	151,557,000
介護保険事業費 (A+B)	1,669,796,961	1,664,692,088	1,644,382,185	4,978,871,234

3 介護保険料の算定

(1) 保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、第9期（令和6年度～令和8年度）計画期間の高齢者人口や介護給付費等を見込んで算定します。

介護保険事業を運営するために必要となる費用の財源は、国、県、町の負担金等で50%、残りの50%が介護保険料で賄われます。第9期計画期間では、保険料割合50%のうち、65歳以上の第1号被保険者の負担割合は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%となっています。

第1号被保険者保険料の基準月額は、次のとおり算出されます。

A	標準給付費見込額	4,827,314,234 円
B	地域支援事業費見込額	151,557,000 円
C	第1号被保険者負担分 (23%) $(A + B) \times 23\%$	1,145,140,384 円
D	調整交付金相当額	245,093,212 円
E	調整交付金見込額	437,062,000 円
F	準備基金取崩額	15,000,000 円
G	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	9,783,000 円
H	保険料収納必要額 $C + D - E - F - G$	928,388,596 円
I	予定保険料収納率	99.94%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,058 人
K	保険料基準額 (年額) $H \div I \div J$	84,000 円
L	保険料基準額 (月額) $K \div 12$	7,000 円

(2) 保険料段階の設定

国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準料率の引上げ、低所得者の標準料率の引下げ等）ことで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとしています。本町においても、低所得者の負担を軽減するため、所得段階の設定を国と同じ13段階とし、負担の平準化を図ります。

区分	対象者		所得等	保険料率 (軽減後乗率)	保険料年額 (軽減後保険料)	
	住民税課税状況					
	世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.455 (0.285)	38,220円 (23,940円)	
第2段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額の合計	0.685 (0.485)	57,540円 (40,740円)	
第3段階	非課税	非課税		80万円以下	0.69 (0.685)	57,960円 (57,540円)
第4段階	課税	非課税		120万円以下	0.9	75,600円
第5段階 (基準額年額)	課税	非課税		120万円超え	1	84,000円
第6段階		課税		80万円以下	1.2	100,800円
第7段階		課税	合計 所得 金額	120万円未満	1.3	109,200円
第8段階		課税		120万円以上 210万円未満	1.5	126,000円
第9段階		課税		210万円以上 320万円未満	1.7	142,800円
第10段階		課税		320万円以上 420万円未満	1.9	159,600円
第11段階		課税		420万円以上 520万円未満	2.1	176,400円
第12段階		課税		520万円以上 620万円未満	2.3	193,200円
第13段階		課税		620万円以上 720万円未満	2.4	201,600円
			720万円以上			

資料

津南町第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏名	所属等	役職等
高橋秀幸	津南町社会福祉協議会	事務局長
涌井美枝子	1号被保険者代表	津南町地域包括支援センター 運営協議会委員
島田益子	1号被保険者代表	津南町地域包括支援センター 運営協議会委員
清水良子	津南町老人クラブ連合会	会長
風巻宏	津南町民生児童委員協議会	高齢者部会長
中島勝光	津南町身体障害者互助会	会長
中島恵子	特定非営利活動法人 Tap	健康運動指導士
涌井巧	社会福祉法人つなん福祉会	特別養護老人ホーム恵福園 統括施設長
涌井卓	社会福祉法人苗場福祉会	軽費老人ホームケアハウス リバーサイドみさと施設長
桑原美和子	株式会社スマイルパートナーズ	スマイルハウスつなん 管理部係長
林裕作	町立津南病院	病院長
関芳美	新潟県十日町地域振興局健康福祉部	地域保健課長